

「加賀市次世代エアモビリティコンソーシアム」による  
行事等への協力手続き（案）について

### 1. 協力区分

共催：主催者とコンソーシアムが共に企画・運営する

協賛：資金や物品などをコンソーシアムから支援する

後援：コンソーシアムの名義使用を承諾して応援する

セミナー登壇、講演会登壇、メディア取材等：コンソーシアム・メンバーとしてイベントで話をする、あるいはメディアインタビューを受ける、など

### 2. 審査基準について

(1) 行事等の主催者、製作者、発行者等が、次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

①本コンソーシアムの構成員又はオブザーバー

②国の行政機関（独立行政法人、特殊法人、認可法人を含む。）

③地方公共団体

④公益法人（宗教法人を除く。）又はこれに準ずる団体

⑤①から④までに掲げる者に準ずると認められる者

(2) 行事等の内容が、次のいずれにも適合すること。

①本コンソーシアムの目的に合致した取組の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与すること。

②行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。

③特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。

④行事にあっては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられているものであること。

### 3. 申請承認方法について

#### (1) 後援

①「後援等名義使用申請書」及び以下の内容が分かる書類を、事務局に提出する。

・行事等の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、後援等の団体等）を明らかにする書類

・行事等の収支予算書

・主催者等が民間団体の場合には、定款又は寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等団体の性格及び内容を明らかにする書類

・その他必要書類

②提出された「後援等名義使用申請書」等をもとに、事務局にて基準を満たすことを確認のうえ、会長が承認をする。

③申請者へ「後援等名義使用承認書」を交付する。

④行事等の終了後には、申請者は事務局へ実施報告をする。

(2)講演、セミナー登壇、メディア取材等

- ①依頼を受けた講演・セミナー等の内容や登壇予定者等が分かる書類等（様式自由）を添えて、事務局に申し出る。
- ②提出された書類等をもとに、事務局にて基準を満たすことを確認のうえ、会長が承認をする。
- ③申出者へ承認の旨を伝える。

#### 4. その他

- ・後援等名義の使用を希望する行事等の1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに、申請をしてください。
- ・直前の申請の場合や、申請書類に不備がある場合は、審査をお断りすることがあります。
- ・承認基準に適合しないことが判明したときは、後援名義使用承認を取り消す場合があります。
- ・講演、セミナー登壇等の2週間前（ポスターその他の印刷物等に講演者の肩書としてコンソーシアム名を掲載する場合には、その印刷の2週間前）までに、申し出てください。